

とやまの美しい森林づくり

公社営林だより

第18号
2026年3月発行



富山市布尻町長事業地

発行／富山県「美しい森林」事業推進協議会
<https://www.taff.or.jp/utukushiimori/>

公益社団法人富山県農林水産公社 森林部
<https://www.taff.or.jp/>

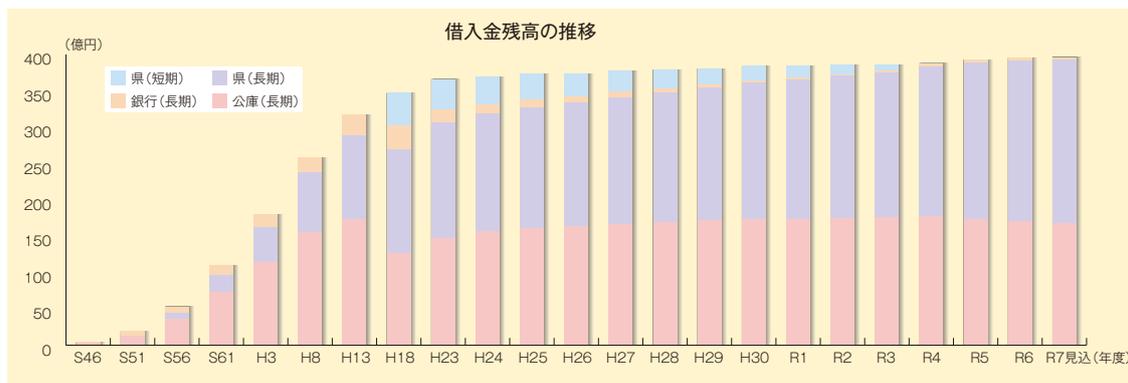
1 経営改善の取り組み

富山県農林水産公社では、次のとおり分収造林事業の経営改善に努めています。

(1) 金利負担の軽減

保育事業に係る経費は、国や県の有利な補助事業を最大限に活用し借入金の削減に努め、また、過去の市中銀行からの借入金については、日本政策金融公庫の低金利融資制度に借り換えを進めています。

これらにより、昨年の金利支払額は、前年度比6百万円の削減となりました。



(2) 収入の増大

国、県の有利な補助事業等を活用して、積極的に利用間伐を推進し、販売収入を確保するとともに、県産材の安定供給に貢献しています。



(3) 分収比率等の見直し (分収造林契約変更の推進)

木材価格の低迷等により将来収支が懸念されたため、平成20年度から契約者の皆様に、分収比率の変更(土地所有者：公社 4:6 → 2:8)と契約期間の80年への延長をお願いしています。

令和8年1月末現在、契約件数で946件(契約率96%)、延べ契約者数5,988名(同93%)、契約筆数21,017筆(同91%)の変更契約を締結させていただきました。また、変更契約締結後の登記作業についても順次進めております。

土地所有者である分収造林契約者の皆様には、分収割合の見直しと契約期間の延長について引き続きご理解とご協力をお願いします。

●年度別進捗状況

区分	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R8.1
変更契約件数	71	94	189	185	113	52	59	37	40	20	23	27	26	3	2	3	1	1
累計	71	165	354	539	652	704	763	800	840	860	883	910	936	939	941	944	945	946
進捗率(%)	7.2	16.7	35.8	54.5	65.9	71.2	77.1	80.9	84.9	87.0	89.3	92.0	94.6	94.9	95.1	95.4	95.6	95.7

2 令和7年度分収造林事業の実績

国、県からの補助を受けて森林整備を行ってきており、令和7年度は、更新伐、除伐、利用間伐、枝打ち、作業路開設のほか、既設作業路等の維持管理を実施しました。

施業内容	令和7年度実績見込	
	事業量	事業費(千円)
更新伐(ha)	39.3	33,421
除伐(ha)	0.0	0
間伐(ha)	30.3	14,267
枝打(ha)	25.3	11,813
作業路開設(km)*	4.1	5,382
作業路等補修(km)*	124.7	14,549
計	94.9	59,501



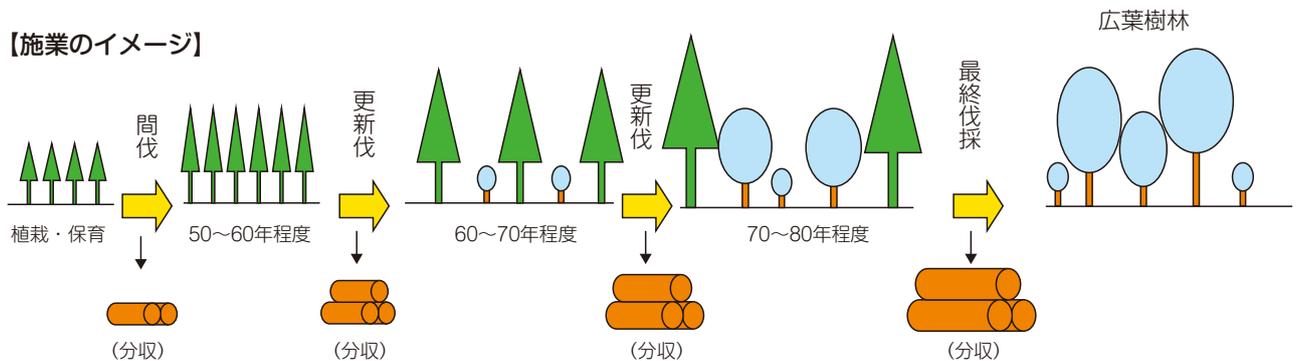
*事業量の計には作業路開設、作業路等補修は含みません。

更新伐について

昭和41年度から植栽してきた分収造林地は、令和7年度より順次60年生を迎えることから、収益性と森林の公益的機能の持続的発揮に配慮した適切な伐採・搬出を行う更新伐を実施していく予定です。

具体的には、森林を群状または帯状に抜き伐る施業を2～3回実施し、多様な樹木が生育する森林へと導きます。令和7年度は更新伐を39.3ha（伐採面積10.8ha）行いました。

【施業のイメージ】



J-クレジット制度への取り組み

J-クレジット制度とは、省エネ設備の導入や再生可能エネルギーの利用による二酸化炭素等の排出削減量や、適正な森林管理による二酸化炭素等の吸収量をクレジットとして国が認証する制度です。

公社では、分収造林地の二酸化炭素の吸収量をクレジット化し、そのクレジットをカーボンオフセットに取り組む企業等に売却して得られた資金を森林整備の促進等に活用するため、認証取得とその後の販売に向け取り組んでいます。

土地所有者(分収造林契約者)の皆様へのお願い

～土地所有権の移転など変動はありませんか～

1 なるべく早く公社へご連絡をお願いしたいこと

- ① 土地所有権の変更(相続、売買、贈与など) ※相続登記前でもご連絡ください。
- ② 土地所有者の住所、氏名、連絡先の変更
- ③ 契約代理人の変更

変更の連絡をいただけませんと、分収金の案内通知や支払などの重要な連絡ができない場合があります。

契約者のご家族、相続人となった方にも、公社への連絡についてご理解とご協力をお願いします。

2 分収造林地の相続手続、相続登記のお願い

契約者がお亡くなりになっているが、相続手続が開始されず相続登記が完了されていない場合、分収造林の変更契約締結や、地上権の変更登記などを円滑に進めることができません。

令和6年4月から相続登記の申請の義務化もされておりますので、お早めに相続手続されますようお願いいたします。なお、相続登記完了後、お手数ですが公社までその旨ご連絡をお願いします。

【参考】相続登記相談窓口のご案内

法律相談されたい方には、司法書士会等が実施する法律相談のご利用をお勧めします。

- ・富山県司法書士会総合相談センター TEL:076-445-1576
- ・法テラス富山 TEL:0570-078351 050-3383-5480
- ・法テラス魚津法律事務所 TEL:050-3383-0030
- ・富山県弁護士会 TEL:076-421-4811

3 令和6年4月からの相続登記の申請の義務化について

令和6年4月から、相続によって不動産を取得したことを知った日から3年以内に、相続登記の申請を行うことが義務になりました。令和6年4月より前に相続した不動産も、義務化の対象です。制度や手続きの詳細については、法務省ウェブサイトをご覧ください。



〒930-0096 富山市舟橋北町4番19号
(富山県森林水産会館6階)

公益社団法人富山県農林水産公社 森林部

TEL 076-441-6155 (平日8:30~17:15)
076-441-5293

FAX 076-432-7086

- この広報冊子や公社営林に対するご意見、ご質問があれば、お聞かせ願います。
- ご不明な点があれば、遠慮なく当公社へ問い合わせください。



この紙は間伐材パルプを利用しています。